

大阪市港区地域防犯計画（平成 28 年 7 月）（令和 4 年 4 月一部改定）【概要版】

第 1 章 計画策定の趣旨と改定の背景

1. 計画策定の趣旨と改定の背景

- 「大阪市港区地域防犯計画」は、「港区将来ビジョン」（平成 25 年 3 月策定）の実現に向けて、区民、警察、区役所その他関係機関等がそれぞれの役割を果たし連携・協力しながら、犯罪のない安全・安心なまちづくりの取組を推進するために策定。
- この「大阪市港区地域防犯計画」と犯罪の具体的な発生状況等を踏まえて、平成 26 年度以降は各地域において、犯罪防止のための具体的な「防犯行動計画」を毎年度主体的に策定し、地域の実情にあった効果的な防犯対策に取り組んでいる。
- 令和 4 年度末までのまちづくりの方向性を示す「港区まちづくりビジョン」の改定内容を踏まえるとともに、犯罪特性や発生状況に応じた臨機かつ機動的防犯対策を強化するために、現行計画を改定する。

2. 計画期間

平成 28 年度～令和 4 年度までの 7 年間
(取組の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ必要に応じて見直す)

3. 計画目標

一人ひとりの区民が日常生活の中で犯罪への不安を感じることなく、安全で安心して暮らせるまちの実現をめざす。

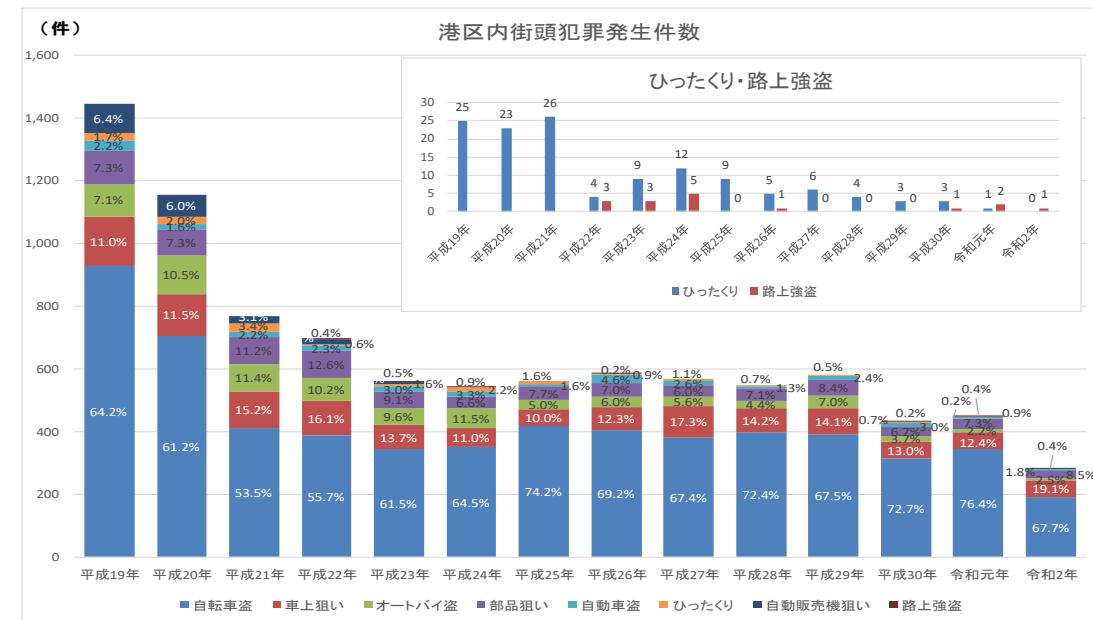
下段（）内は実績

区内の件数	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年 令和 4 年
街頭犯罪発生件数	568 件	560 件以下 (550 件)	550 件以下 (582 件)	550 件以下 (432 件)	550 件以下 (450 件)	前年以下 (282 件)	前年以下
子どもの声かけ事案発生件数 (安まちメール受信件数)	9 件	7 件以下 (3 件)	5 件以下 (12 件)	5 件以下 (12 件)	5 件以下 (7 件)	5 件以下 (3 件)	5 件以下

第 2 章 港区における犯罪の現状と課題

1. 街頭犯罪

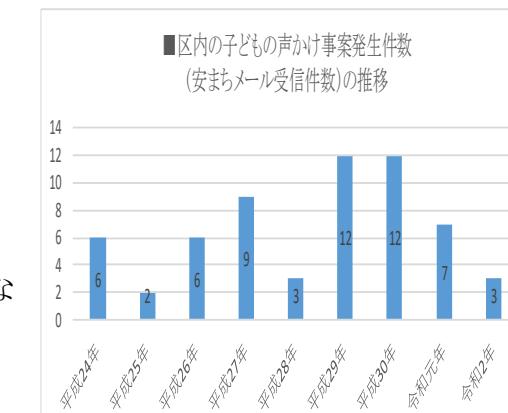
- 街頭犯罪発生件数は平成 24 年には 546 件まで減少したが、その後は横ばいで推移し、平成 27 年は 568 件発生。（令和 2 年 282 件発生）
- 殺人等の重大事件はほとんど起きていないが、ひったくりや自動車関連犯罪など、直接身体に危害が及んだり、多額の被害になる犯罪も発生。
- 街頭犯罪の多くを自転車盗が占め、街頭犯罪発生件数を押し上げる要因となっている。
- 身近な犯罪をいかにして抑止し、区民の不安を和らげるかが重要な課題。



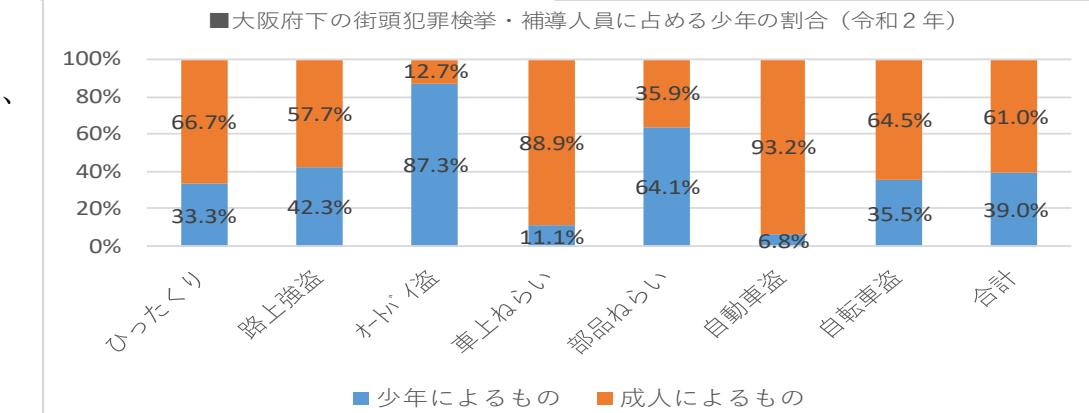
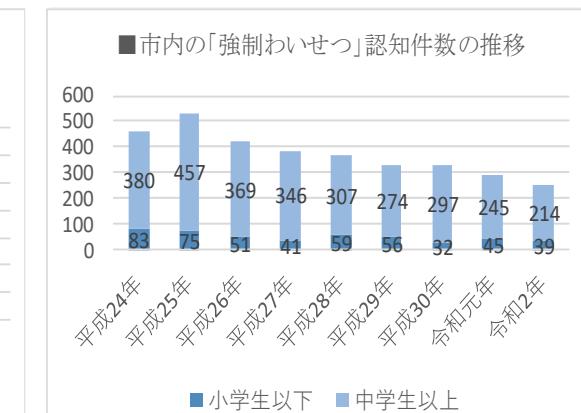
2. 子どもをめぐる犯罪

- 不審者による子どもへの声かけ事案発生件数（安まちメール受信件数）は、平成28年には3件、29、30年は12件、令和元年は7件、2年は3件発生した。
- 大阪市内での「強制わいせつ」認知件数は減少傾向にある。
- 全刑法犯に占める少年の割合（20歳に満たない者による犯罪）は、2割を切っているが、大阪府下の街頭犯罪のうち少年によるものは約4割を占めている。
- 活気ある地域コミュニティづくりと地域防犯力の強化を促進し、警察、区役所、保護司会、関係機関等が進める犯罪抑止や再犯防止等の取組と連携し、地域社会全体で子どもを犯罪から守ることが強く求められる。

■ 区内の子どもの声かけ事案発生件数 (安まちメール受信件数) の推移



■ 市内の「強制わいせつ」認知件数の推移



第 3 章 防犯施策を進めるための基本的な方向性

- 警察と連携した犯罪発生状況の分析に基づく臨機かつ機動的な防犯対策の強化
- 各地域の防犯行動計画に基づく自主防犯活動の支援
- 子どもを犯罪から守る取組の強化
- 警察等と連携した区民への防犯知識の普及・啓発の強化

第4章 防犯施策の推進

1. 警察と連携した犯罪発生状況の分析に基づく臨機かつ機動的な防犯対策の強化

(1) 迅速な犯罪情報の提供

大阪府警察の「安まちメール」や全般的な街頭犯罪発生情報を活用して、港区役所のツイッターで犯罪発生情報を迅速に発信するとともに、犯罪発生状況をわかりやすく地図に表示して、区のホームページで公表。

(2) 区役所職員による青色防犯パトロール

青色回転灯を装着した公用車により、犯罪発生情報を踏まえ、臨機かつ機動的な巡回監視を実施。

3. 子どもを犯罪から守る取組の強化

(1) 「子ども安全見守り隊」への支援

各小学校区で登下校時における児童生徒の犯罪被害防止のための見守り活動を行う地域活動協議会の「子ども安全見守り隊」活動を支援。

(2) 「こども 110 番の家」事業の推進

学校、PTA、地域等と連携して、「こども 110 番の家」事業の協力家庭・事業所を増やすとともに、保護者が子どもたちと一緒に実際に「こども 110 番の家」を訪問するなど、子どもたちがいざという時に確実に利用できるよう取り組む。

(3) 子どもの安全見守り防犯カメラの設置

小学生以下の子どもに対する犯罪行為の抑止を目的として、通学路や公園等への防犯カメラを設置。

(4) 子どもが加害者とならないための取組

① 青少年指導員による活動の推進

青少年指導員をはじめとする地域ボランティアによる小学校区単位での夜間巡回等を実施。

② 青少年福祉委員による活動の推進

青少年福祉委員による、社会環境浄化に向けた取組等を実施。

③ 区青少年育成推進会議による取組への支援

中学校単位で地域ぐるみで子どもたちの健全育成を図る取組として行われている、夏休みや夜間の巡回、講演会や講座、情報の交換などの活動を支援。

④ 地域実情に即した関係機関との弾力的な連携

「学校警察連絡協議会」や「小・中学生非行対策会議」に参加するなど、これらの会議の構成団体等と連携して、個々具体的なケースに基づいて青少年の健全育成に取り組む。

2. 各地域の防犯行動計画に基づく自主防犯活動の支援

(1) 防犯行動計画への支援と地域防犯活動情報交換会の開催

地域防犯活動が効果的・効率的なものとなるよう、各地域の「防犯行動計画」の更新を支援するとともに、各地域の担当者を対象とした地域防犯活動情報交換会を定期的に開催。

(2) 青色防犯パトロール活動への支援

小学校区などの地域において青色防犯パトロール活動に取り組まれるよう、引き続き働きかけを行う。

(3) 街路防犯灯の設置に対する支援

街路防犯灯の設置により、まちを明るくし、歩行者や自転車の通行の安全を確保するとともに、夜間に発生するひったくりなどの犯罪発生を防止。

(4) 落書き消去活動への支援

落書きのような小さな犯罪も放置しないことが犯罪の防止につながることから、地域主体の落書き消去活動を支援。

4. 警察等と連携した区民への防犯知識の普及・啓発の強化

(1) 地域安全センターを通じた情報提供

地域の防犯活動の拠点として港区内の老人憩いの家 12か所に地域安全センターを設置。制服警官の立ち寄りや区内交番の広報「交番だより」など警察の各種情報、区役所の防犯情報や各官公署からの情報を住民がいつでも閲覧可能。引き続き各種防犯情報等を継続して提供。

(2) 広報紙やホームページ等を活用した防犯知識の普及・啓発

ひったくりや侵入盗、自転車盗、さらには高齢者が特に狙われやすい振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺や悪質商法の被害に遭わないために、広報紙やホームページ等を活用して防犯知識の普及・啓発。

(3) 街頭キャンペーン・啓発活動の推進

① ひったくり防止キャンペーン

自転車乗用中のひったくり防止のため、警察と連携して、街頭啓発を実施。

② ストップ自転車盗キャンペーン

警察と連携して、短時間の駐輪でも鍵をかけるように啓発。

③ 防犯教室の開催

小学校の防犯教室のほか地域の集まりなどに出向き、「ひったくり」や「振り込め詐欺」に遭わないための防犯教室を警察と連携して実施。

(4) 安全で安心して暮らせるまちづくりへの取組

区民、事業者、警察、区役所、各関係機関等で形成する「安全なまちづくり推進協議会」において、引き続き自主防犯意識の向上に向けた取組を推進。